

別紙5

園務改善のための ICT 化支援

1 目的

幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。以下同じ。）における園務を改善するため、業務の ICT 化を促進し、幼稚園教諭の事務負担の軽減を図ることを目的とする。

2 内容

(1) 内容

幼稚園における幼稚園教諭等の業務負担軽減を図るため、指導要録等の書類作成業務や園児の登降園管理、預かり保育、幼児教育・保育の無償化に係る事務等の業務について、ICT 化を促進し、園務改善のための支援システムの導入等に必要な費用の補助を行う。

(2) 実施主体

都道府県

(3) 事業者

市町村（特別区を含む。）、学校法人

(4) 対象施設

幼稚園

3 交付基準額・負担割合

(1) 交付基準額

1施設当たり 720千円

(2) 負担割合

国3/4、事業者1/4

4 対象経費

支援システムの導入に必要な購入費、改修費、リース料、保守費、工事費、通信費等。

また、当該システムの導入に当たり最低限必要となるパソコン等の備品等の購入等も対象とするが、これらの費用については、当該システムの導入に要する費用の半額以下とする。

5 留意事項

- ・園務改善のための ICT 化支援システムに搭載する機能は、単に業務の簡略化を図るだけのものではなく、幼稚園教諭や保護者等にとって、必要な情報等が具体的に把握できる仕組みになっているなど、教育の質の向上にも配慮されているものでなければならない。

- ・対象経費については、当該申請年度にかかる経費とし、リース料等については、原則単年度の契約とすること。(複数年契約をせざるを得ない場合については、按分を行って当該申請年度に係る経費を算出するなど適切に対象経費を算出すること。)
- ・すでに導入しているシステムの保守費、リース料、通信費等については対象とならない。

教育支援体制整備交付金 QandA 【園務改善のためのICT化支援】

No	区分	質問	回答
1	事業者	事業者は市町村が設置する公立幼稚園を含むのか。	含む。
2	事業者	幼稚園型認定こども園は、幼稚園と同様と考え、補助対象施設として捉えてよいか。	よい。
3	事業者	幼保連携型認定こども園に対する本事業は対象となるか。	幼保連携型認定こども園は対象外。
4	事業者	「厚労の業務効率化推進事業の補助を受けた施設を除く」とあるが、これはH29年度のみならず、過去に一度でも補助を受けていれば対象外か。	対象外。
5	対象経費	運搬費(送料)は対象か。	対象外。
6	対象経費	既存システムの改修費は対象か。	対象外 (既存システムに別の導入システムを付け加える費用のみシステム改修費として対象としてよい。)
7	対象経費	既存のシステムに別のオプションを付け加える費用はシステム改修費に含まれるか。	含まれる。
8	対象経費	エクセルやパワーポイント等の既存の基礎ソフトも対象となるシステムに含まれるか。	含まない。原則として園務改善・幼児教育の質の向上に資する外部システム等が対象。量販店等で既にセット販売されているものを購入した場合は、適切な算出方法をもって補助対象経費を算出すること。
9	対象経費	既存システムの保守費、リース料、通信費等は対象か。	対象外。[会計検査院の指摘事項]
10	対象経費	リース・補守費・通信費等について、複数年契約した場合はどのようにすればいいか。	単年度契約が望ましいが、複数年契約をせざるを得ない場合は、当該申請年度に係る経費のみ対象とする。[会計検査院の指摘事項]
11	対象経費	補助対象となる期間はいつからか。	各都道府県において定めている要綱等において、「令和〇年4月1日から適用する」等の文言がある場合は、その文言を適用し、その期日以降について補助対象とすることができる。一方で、そのような取り決めが無い場合は、原則、内定前契約分については補助対象外となる。
12	対象経費	対象経費に記載の通信費に、インターネット利用料は含まれるか。	含まれる。
13	対象経費	会計システム・CTI接続システム(ソフト)等は対象となるか。	会計システム・CTI接続システムは要領上の留意事項に該当しないものであれば対象外。(ただし、指導要録作成システム等と切り分けができない一体的なものは対象。)
14	対象経費	園バスの位置情報システムは対象となるか。	導入により、園務改善に資するのであれば対象。
15	対象経費	今年度末に支払った来年度分のライセンス料は今年度の対象になるか。	対象外。
16	対象経費	対象となるシステムについて、明確な基準を示してほしい。	判断に迷う案件があれば個別に相談すること。
17	対象経費	システム導入に係る研修会費用等研修費は対象となるか。	対象外。
18	備品購入	システム導入のため、既存のPCを買い替えるのも対象か。	その買い替えをしないとシステムが導入できないといった類のものであれば対象。 [会計検査院の指摘事項]
19	備品購入	既に導入されているシステム利用のための備品購入費は対象となるか。	対象外。
20	備品購入	園務改善のシステムを導入する場合、周辺機器(登降園システムの園児配布用のICカード)の購入費も補助対象か。	備品等の購入費としてシステム導入費の半額以下なら対象
21	備品購入	システム導入に必要な無線LANは対象となるか。	備品等の購入費としてシステム導入費の半額以下なら対象
22	備品購入	備品購入経費の補助対象上限は。	備品購入費用を含めない当該システム導入費の半額以下が対象になる。 ≪Ex.総額80万円(システム導入費40万円、備品購入費40万円)の場合≫ 備品購入費はシステム導入費の半額20万円まで対象。 補助対象経費は60万円となる。
23	対象範囲	幼稚園教育以外(預かり保育や子育て支援等)で使用を予定しているものは本事業の対象となるか。(預かり保育の入退室の管理システムの導入等を想定)	幼稚園教育部分と共有であれば対象にしてよい。
24	対象範囲	園務改善の範囲は教諭の業務に限るか。事務職員の負担軽減の場合も可能か。	原則として教諭の業務を対象とする。事務職員の負担軽減のみを目的としたものは対象外。
25	対象要件	指導要録作成システム等の購入について、仕様上の要件(この仕様では対象外等)はあるか。	要領上以外のものは特段定めていない。県の事業として仕様上の要件を付加していただくのは妨げない。